

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♪ ピアノ教室による所得

Q : 私は今年から、主婦業のかたわら、自宅でピアノ教室を開いて、月に5万円ほどの謝礼を得ています。この所得は何所得になるのでしょうか。

また、3年前に買ったピアノをレッスン用に使っていますが、このピアノの代金は必要経費になりますか。

A : 雑所得になります。なお、ピアノについては、減価償却費を計算して、必要経費に算入します。

【解説】

所得税法では、事業と称するに至らない程度の規模（例えば、ちょっと家計の足しにする程度の規模）で営まれる業務による所得は、事業所得ではなく雑所得とされますので、お尋ねの謝礼は雑所得の収入金額になります。

また、ピアノの減価償却費は必要経費になりますが、もし、今まで趣味のために使用していたピアノを業務用に転用されたのであれば、次のように計算することになります。

- ① 取得価額から、業務のために使用してなかった期間分の減価の額を差し引いて、未償却残額を計算します。この場合の減価の額は、本来の耐用年数（楽器の場合は5年）の1.5倍の年数（1年未満は切り捨てるため7年）により、定額法に準じて計算します。
- ② この未償却残額に相当する金額で中古のピアノを買ったものと考えて、開業以後の見積り耐用年数（見積りが困難な場合は一定の算式で求めた耐用年数）により、定額法（定率法も選択できます）で計算します。

